

○広報やちよ有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成18年3月7日訓令第7号

改正

平成19年3月16日訓令第7号

平成19年5月1日訓令第14号

平成20年2月28日訓令第4号

平成29年4月1日訓令第33号

広報やちよ有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広報やちよ有料広告掲載の取扱いについて必要な事項を定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(掲載広告の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (5) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(掲載の条件)

第3条 広告の規格、掲載期間及び掲載にかかる料金(以下「掲載料金」という。)については別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、広報やちよに1年間を通して広告を掲載する場合の広告掲載料金は、別表に掲げる掲載料金に基づいて算出した額から当該算出額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

3 広告の掲載の決定を受け掲載を行う者(以下「掲載者」という。)は、広告の掲載にかかる料金を町長が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときには、この限りではない。

4 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

(掲載の申し込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、広報やちよ有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載をしようとする広告の原稿を添えて、広報やちよの発行日の40日前までに、町長へ申し込まなければならない。

（掲載の決定）

第5条 町長は広告の掲載の申し込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、広報やちよ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 申込者に町税の滞納が確認された場合は承認しない。ただし、申込者が滞納分を完納した場合はこの限りではない。

3 募集期間に募集件数を上回った申し込みがあつたときは、次の順位で掲載者を決定する。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受け付けている場合は、受付順とする。

（1） 地元企業など

（2） 抽選

（広報やちよ広告審査委員会）

第6条 広報やちよへの広告掲載を適正に実施するため、広報やちよ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副町長、秘書公室長、秘書公室秘書課長、企画財政部財務課長及び産業建設部産業振興課長で構成する。ただし、必要と認める場合は、関係課長等の出席を求めることができる。

3 委員会は、次の事項について審査する。

（1） 契約に関すること。

（2） 広告主及び広告内容に関すること。

（3） 前2号に定めるほか、広告掲載に関し必要な事項

4 委員会の事務局は秘書公室秘書課に置く。

（掲載者の責任）

第7条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費等は、掲載者の負担とする。

（掲載の取り消し）

第8条 町長は、掲載決定通知後において町の行政運営上支障があるとき、町長が指定する期日までに掲載者が版下原稿を提出しなかつたとき、又は広告の掲載料金を納付しなかつたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（掲載料金の還付）

第9条 町長は、広告の掲載が決定した後に掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかつたときは、広告の掲載料金を還付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第33号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

| | |
|--------|---|
| 掲載位置 | 毎月1日に発行する広報やちよの下1段(表紙及び最終面を除く。) |
| 規格 | 1 枠 縦45.5mm×横175mm |
| | 1 / 2 枠 縦45.5mm×横85mm |
| 掲載料金 | 1 回 1 枠 10,000円 |
| | 1 回 1 / 2 枠 5,000円 |
| 掲載期間 | 1 広報紙単位(募集は随時) |
| 原稿等の提出 | 申し込みは、掲載希望の発行日の40日前までとし、版下原稿や素材の提出は、1カ月前まで。提出方法は所管の指示による。 |

様式第1号(第4条関係)

広報やちよ有料広告掲載申込書

年 月 日

八千代町長 殿

住所(所在地) _____

名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

電話番号 _____

ファックス _____

担当者職氏名 _____

広報やちよ有料広告掲載取扱いに関する要綱第4条の規定により、原稿を添えて次のとおり申し込みます。なお、掲載に当たっては、裏面掲載条件を遵守します。

| | |
|------------|--------------------------|
| 掲載を希望する月 | 年 月から 年 月まで (合計 回) |
| 掲載を希望する規格等 | 1枠 2/1枠 |

※同意事項 申し込みにあたり、当社の貴町分の町税納付状況調査に同意します。

広告原稿を添えて秘書公室秘書課広報・シティプロモーション係へお申し込みください。

(申込書の裏面)

掲載条件

- 1 広告を掲載できる位置・規格は、別途町の定めた基準によるものとします。
- 2 掲載料金については、広報やちよ有料広告掲載決定通知書に記載された額を指定された期限内に納付してください。
- 3 募集期間に、募集枠以上の申し込みがあつた場合には、原則として地元企業等、抽選の順で掲載を決定します。
- 4 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとします。
- 5 広告原稿の作成経費は一切掲載者の負担とします。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 町の行政運営上支障があるとき。
 - (2) 指定する期日までに指定された書類を提出しなかつたとき。
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかつたとき。

掲載できないもの

次のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 町の公共性、中立性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの

広報やちよ有料広告掲載決定通知書

第 年 月 日 号

様

八千代町長

印

年 月 日付けで申し込みのあつた広告の掲載について、下記のとおり掲載(する・しない)ことを決定しましたので通知します。

| | |
|------------|------------------------------|
| 規 格 等 | |
| 掲 載 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで (合計 回) |
| 掲 載 料 金 | |
| 掲載不可の場合の理由 | |

※ 所定の納付書により、掲載料を 月 日までに、町指定金融機関で納付してください。